

平成31年第4回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 平成31年4月25日(木)

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 午後 14時00分

閉会時刻 午後 15時10分

議長 会長 田中正仲

委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	星野次男	欠
2番	萩元不二夫	出	9番	木村進	出
3番	高橋英雄	出	10番	鴻村正春	出
4番	細田勉	出	11番	田中正仲	出
5番	内田文男	出	12番	渋谷貞男	出
6番	栗原実	出	13番	長堀進	出
7番	梶茂樹	出	14番	丸山隆一	出
出席 13名			欠席 1名		

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	増田清次	出	南畑1	新井稔	出
水谷2	船津晴一	出	南畑2	清水登與雄	出
鶴瀬1	金子禮司	出	南畑3	柳下春良	出
鶴瀬2	桑原福治	欠			
出席 6名			欠席 1名		

職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷正史	事務局次長	池上和也
事務局主査	吉野武明	事務局主任	荒木貢

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- | | | |
|-----|------|----|
| 12番 | 渋谷貞男 | 委員 |
| 13番 | 長堀進 | 委員 |
| 14番 | 丸山隆一 | 委員 |
-

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第4条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第1-1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・盛土、切土なし。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック2段積を設置。
- ・汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透レンチにより敷地内処理をします。
- ・隣接土地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請3件を議題として上程し、事務局

の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、農地転用基準に照らし
適当であるとした。

○議案第2 - 1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・ 農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・ 盛土、切土なし。
- ・ 隣地境界にはコンクリートブロック1～2段積を設置。
- ・ 汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透トレンチにより敷地内処理をします。
- ・ 隣地は譲渡人の所有地のため「転用計画についての同意書」はございません。
- ・ 改良区には該当しておりません。
- ・ 資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第2 - 2

(事務局説明)

申請目的「駐車場」の案件でございます。

「立地基準」

- ・ 富士見市役所から500m以内にあることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・ 盛土、切土はなく、整地のうえ砂利敷きとする計画となっております。
- ・ 汚水・雑排水はなく、雨水排水は砂利敷きのため、敷地内に浸透させることとしております。
- ・ 隣地境界にはコンクリートブロック2～3段積を設置。
- ・ 改良区から転用計画について支障ない旨の意見書が提出されております。
- ・ 資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

○議案第2 - 3

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

・農地が河川、県道、住宅等により分断されており、一団の農地規模が概ね10ヘクタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・盛土、切土なし。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック2～4段積を設置。
- ・汚水、雑排水については公共下水道管に接続、雨水排水については浸透レンチにより敷地内処理をします。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資で対応することとしており、「住宅ローン事前審査結果通知書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

第3号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○議長は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全て農地の利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」と承認された。

○議案第3 - 1

(事務局説明)

本件は、平成11年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が平成32年の5月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地6筆4,944㎡について、4月9日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

所有者を訪問して話を伺い、現地も確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

○議案第3 - 2

(事務局説明)

本件は、平成11年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免

除とする期日が平成32年の5月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地3筆2,859㎡について、4月9日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

所有者を訪問し、現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されていることを確認しました。

日程第3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 平成31年3月19日から平成31年4月17日まで)

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 | 2件 |
| (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 | 3件 |

日程第4 協議報告事項

1. 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画と平成30年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価の提出について
2. その他

議長は、平成31年第4回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年4月25日

議 長

1 2 番

1 3 番

1 4 番
